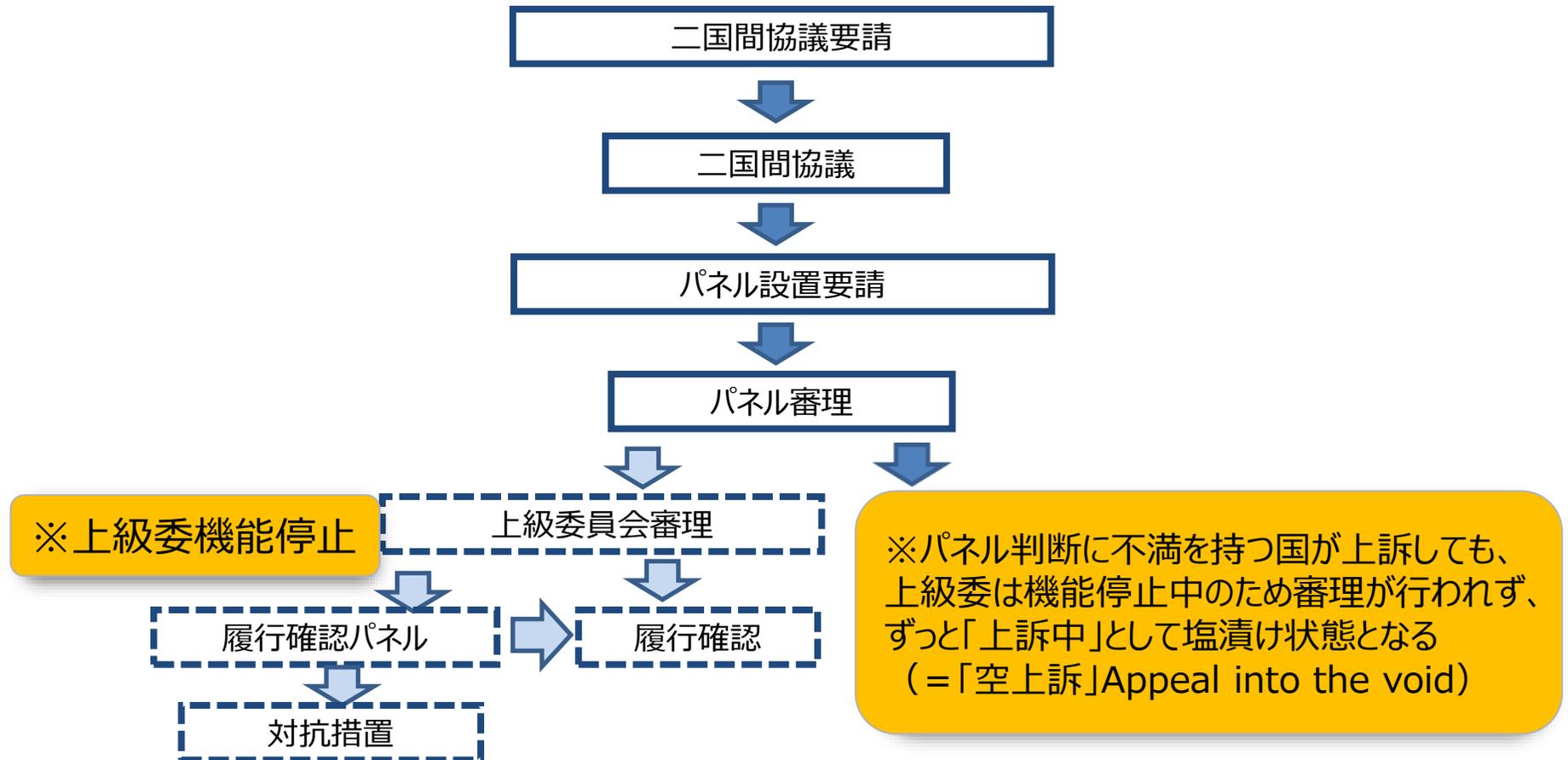


1. 上級委員会問題について

- WTO紛争解決制度は、国家間の通商問題を、WTOルールに基づき客観的に解決する仕組み。小委員会（パネル）、上級委員会の二審制で、争いの対象となっている措置について、WTOルールとの整合性を判断。
- 米国は、上級委員会はWTO協定で与えられた権限を逸脱し、法解釈を通じて加盟国の合意を超えた新しいルールを作っている等と批判し、裁判官にあたる上級委員の選任・再任を阻止（上級委員会は7名で構成されるが、2020年11月に最後の委員の任期が終了）。結果、上級委員会は、2019年末以降、機能停止。

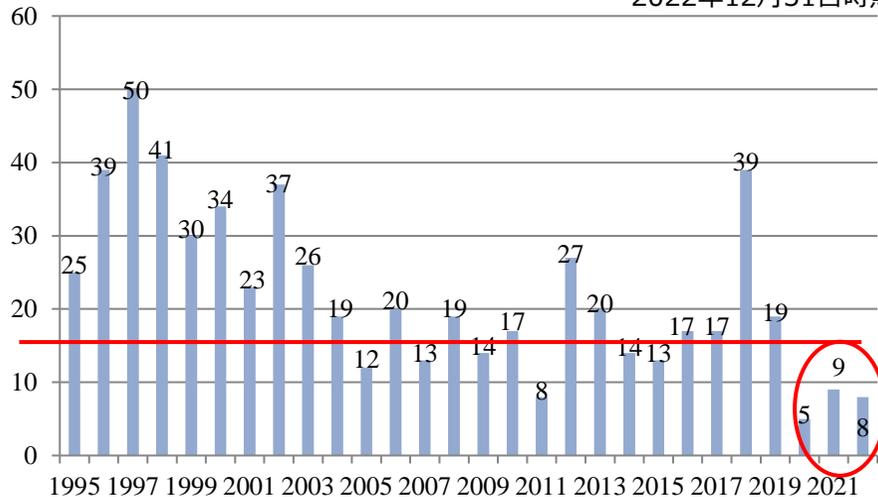


2. WTO紛争解決制度とルールに基づくガバナンスの危機

- 上級委員会の不在が長期化する中、上訴することで紛争案件を事実上の塩漬け状態とする「空上訴」が、既に**18件（2022年12月時点）** 積み重なっている。
- 紛争解決システムの利用件数は、機能停止前の半分以下に減少（毎年平均で約20件程度から、2021年は9件、2022年は8件に。）し、ルールの執行への信頼が失われつつある懸念。

WTO設立以来の紛争処理件数

*2022年12月31日時点



○日本の申立て案件（パネル設置に至ったもの）

<パネル段階>

-  中国 ステンレス製品AD措置（DS601）
-  インド ICT製品関税引き上げ措置（DS584）

<上級委段階（実質塩漬け）>

-  韓国 ステンレス棒鋼AD措置（DS553）
-  インド 鉄鋼製品SG措置（DS518）